

入札公告（電子入札）

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年10月8日

ひたちなか市上下水道事業管理者 小 倉 健

1 入札対象業務

- (1) 委託件名 管渠実施設計（基本設計）委託（R8国補公委第6号）
- (2) 委託場所 馬渡地内
- (3) 委託概要 管路基本設計 A=53.2ha
報告書作成 1式
設計協議 1式
4級水準測量 L=14.4km
- (4) 工 期 令和9年2月26日まで
- (5) 予定価格 12,750,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

2 入札参加形態

単体とする。

3 一般競争入札参加資格

一般競争入札の参加者は、次に掲げる要件を全て備えている者とする。

- (1) ひたちなか市内に本社、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) ひたちなか市建設工事等入札参加資格選定要綱（平成6年告示第5号。以下「入札参加資格選定要綱」という。）第16条に規定する令和7年度建設工事等入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）の土木関係建設コンサルタント業務に登録されている者のうち、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による下水道部門の登録を受けている者であること。
- (3) 技術士（総合技術監理部門の下水道、上下水道部門の下水道）又は下水道法に規定された資格を有する者を管理技術者として配置できる者であること。
- (4) 相当な経験を有する照査技術者を配置できる者であること。
- (5) 政令第167条の4の規定により、ひたちなか市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (6) ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成6年告示第6号）に基づく指名停止措置を、この公告の日から入札の日までの間のいずれの日にも受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生・再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと（更生・再生手続開始後に、ひたちなか市長が入札参加資格の再認定をした者を除く）。

4 入札参加申請等

- (1) 入札方法は電子入札システム（以下「システム」という。）による。

- (2) 入札参加申請は、令和8年10月（公告日翌日）から令和8年10月20日の午前9時から午後5時までにシステムにより行うこと。ただし、システムにより難しい場合には、紙入札参加届出書及び一般競争入札参加資格審査申請書を提出すること。

5 設計図書の閲覧又は貸与

- (1) 設計図書は、入札情報サービス（以下「P P I」という。）によりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>

- (2) 書面による設計図書の閲覧又は貸与を希望する場合は次により行う。

ア 期 間 令和8年10月（公告日）から令和8年10月23日まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 場 所 ひたちなか市上下水道局経営企画課

ウ 貸 与 貸与は原則として1回を限度とし、1回につき1日を限度とする。

- (3) 設計図書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き、令和8年10月20日正午までに、質疑応答書により、ひたちなか市上下水道局経営企画課にファックス及び電子メール又は持参により提出するものとする。
- (4) (3)の質問に対する回答は令和8年10月21日にひたちなか市上下水道局ホームページに掲載する。

6 現場説明会

現場説明会は行わない。

7 入札書の提出

- (1) 入札書は、令和8年10月21日から令和8年10月23日の午前9時から午後5時までにシステムにより提出すること。ただし、紙入札参加届出書を提出している場合は、郵送（一般書留、簡易書留及び配達証明に限る。）又は持参により提出すること。入札書を郵送又は持参で提出する場合は、令和8年10月23日午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は無効とする。
- (2) 入札書提出期限当日におけるシステムの故障等やむを得ない事情がある場合には、ひたちなか市上下水道事業管理者の指示によるものとする。
- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令、ひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）、ひたちなか市上下水道事業会計規程（平成6年水道部規程第7号）その他関係法令を遵守すること。
- (4) 入札者は、消費税にかかる課税事業者、免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しは認めない。
- (6) 最低制限価格を設定する。

8 工事費等内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札金額に対応した工事費等内訳書を提出すること。作成方法等は、ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準、ひたちなか市工事費等内訳書注意事項、ひたちなか市水道事業所の入札内訳書の様式例等による。
- (2) 提出方法は、システムにより入札書に電子ファイルで添付すること。なお、事前に承諾を得た場合には郵送（一般書留、簡易書留及び配達証明に限る。）又は持参により提出できるものとする。工事費等内訳書を郵送又は持参で提出する場合は、令和8年10月23日午後5時必着と

し、期限までに到着しない場合は無効とする。

9 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和8年10月26日 午前9時30分
- (2) 場 所 ひたちなか市上下水道局
- (3) 入札を執行することが適当でないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は延期することができる。

10 落札候補者等の決定方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格を提示した者のうち、最低の価格を提示した者を落札候補者とする。
- (2) (1)の場合において、最低の価格を提示した者が2人以上あるときは、システムのくじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。

11 入札参加資格審査書類の提出

落札候補者は、入札終了後、下記の入札参加資格審査書類をファックス及び電子メール又は持参により提出すること。ただし、入札参加申請時にシステムにより提出している場合は除く。

審査書類の作成費用は落札候補者等の負担とし、提出された審査書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ア 上記3-(3)、(4)に規定する技術者に関する書類に規定する技術者に関する書類
- イ 主任（監理）・管理技術者配置予定調書（様式第2号）
- ウ 施工等実績調書（様式第3号）

(2) 提出期限

- ア 日 時 令和8年10月26日 午後5時まで
ただし、次順位者であった者の提出期限は別に指定する。
- イ 提出先 ひたちなか市上下水道局

12 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の資格審査を提出された書類により行う。
- (2) 資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格があると認めたときは、落札者とする。
- (3) 資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、次順位者を落札候補者とし、この者につき改めて入札参加資格の資格審査を行う。この資格審査は、落札者が決定するまで行う。

13 入札保証金

入札保証金は免除する。

14 契約保証金

契約保証金は免除する。

15 前払金

- (1) 前払金は、ひたちなか市上下水道事業建設工事執行規程（平成6年水道部規程第12号）第35条の規定に基づき請求できる。ただし、その額は、契約金額の3割を超えない範囲内とする。
- (2) 部分払は、請求できない。

16 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準第6に該当した場合

以下参考：ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準抜粋

(入札の無効)

第6 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 内訳書が未提出の場合
- (2) 提出された内訳書が未記載である場合
- (3) 工事（委託）名を確認できない場合
- (4) 入札書と内訳書記載の金額が不一致の場合
- (5) 提出された内訳書の積算根拠、金額その他の内容について、不明又は不備な点がある場合において、必要があると認められるときは、当該内訳書を提出した者に説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否したとき。
- (2) ひたちなか市上下水道事業管理者の承認を得ず、又は指示によらずに紙入札をした場合
- (3) 同一の案件においてシステムによる入札と紙入札とを重複して行った場合
- (4) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札した場合

18 その他

- (1) 入札した者は、入札後この公告及び設計図書等について不明等を理由として、異議の申し立てをすることはできない。
- (2) その他詳細不明の点についての照会先

ひたちなか市上下水道局経営企画課

電話番号 029-212-8272

ファックス番号 029-272-7974

電子メール ke-ki@city.hitachinaka.lg.jp